

平成 28 年 10 月 1 日から短時間労働者の社会保険への

加入要件が緩和されます！

パートやアルバイト等、いわゆる「短時間労働者」については、これまでは「一般的には週 30 時間以上の勤務」が社会保険に加入するための要件となっておりましたが、平成 28 年 10 月 1 日以降は加入するための要件が緩和されることとなります。

これにより、組合員の被扶養者として認定されている方で、新たに社会保険の被保険者となる方については被扶養者の取消手続きが必要になりますのでご注意ください。

現行

1 日または 1 週の勤務時間および
1 月の勤務日数が常用雇用者のお
おむね 4 分の 3 以上（例外あり）



改正後（平成 28 年 10 月～）

1 週の勤務時間および 1 月の勤務日数が常用
雇用者の 4 分の 3 以上、または、次の全ての
条件を満たした場合

- ① 週 20 時間以上の勤務時間
- ② 月額賃金 8.8 万円以上（年収 106 万円以上）
- ③ 1 年以上の勤務期間の見込みあり
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 従業員 501 人以上の企業

- ※ 緩和による適用の有無については勤め先の事業所に確認してください。
- ※ 新たに社会保険の被保険者となった方については速やかに被扶養者の取消手続きを行ってください。

◇必要書類◇

- ・ 「被扶養者申告書（取消）」
- ・ 「新しく加入された社会保険の保険証のコピー」
- ・ 「被扶養者証」
- ・ 「平成 28 年 6 月から 9 月分の給与明細書等の写し」

担 当：保健課資格担当
T E L：055 - 232 - 7311